

災害時における空調設備の設置等の協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県冷凍空調協会（以下「乙」という。）は、岡山県内で地震、津波、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における空調設備の設置等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備の設置等に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、甲が設置する防災拠点となる施設又は市町村から協力の要請を受けた指定避難所等（以下「防災拠点施設等」という。）において応急対策業務が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書で行うものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務の内容は次のとおりとする。

- （1）防災拠点施設等への可搬式空調機器（施設への設置工事を伴わないものに限る。）の設置
- （2）防災拠点施設等への可搬式発電機の設置
- （3）防災拠点施設等への固定式空調設備の設置
- （4）防災拠点施設等の空調設備の機能回復
- （5）その他必要と認める業務

（協力の実施）

第4条 乙は、乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整により協力体制を構築するとともに、第2条第1項の規定に基づく甲からの協力を要請されたときは、可能な限り応急対策業務を実施するために必要な措置をとるものとする。

2 乙は、応急対策業務が終了したときは、前項の措置の状況を文書で甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策業務の実施に要する費用は、甲又は甲の要請に基づき乙の協力を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の負担とする。

2 第3条第1号から第3号までに掲げる機材は、原則として甲又は被災市町村が借上げるものとするが、使用が長期にわたり、借上げ費用が機材の価格を超える等、やむを得ない理由がある場合には、甲又は被災市町村と乙が協議の上、甲又は被災市町村が買受けるものとする。

3 第1項の費用の算出においては、応急対策業務を実施することとなった災害の発生直前の適正価格を基準として、甲又は被災市町村が応急対策業務を実施した会員事業者と協議して決定するものとする。

（協定に関する担当窓口等）

第6条 この協定に関する甲の担当窓口は岡山県環境文化部環境企画課とし、乙の担当窓口は一般社団法人岡山県冷凍空調協会事務局とし、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の担当窓口等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。
（車両の通行）

第7条 甲は、乙が応急対策業務を実施する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別に実施細目で定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月28日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区大供1-2-27 三電ビル1階
一般社団法人岡山県冷凍空調協会
会長 牧野 保

